長期履修申請に関わる確認書

長期履修を申請するにあたり、下記の事項について確認いたしました。

(確認した事項には、□にレ点を入れて	ください。)
□ 長期履修は学年の始めから年単位で	の許可となります。
□ 長期履修学生であっても、在学年限	を超えて在学することはできません。
変更手続きが必要です。(計画よりも *休学が避けられない事態が生じ、 長期履修の短縮又は取り消しとな に1年以内で取得することができ	生じた場合には、長期履修計画変更願により 早く修了する場合や*休学する場合等も含む) 変更願の手続きが行われなかった場合には、原則、 ります。また、休学は2か月以上修学できない場合 ますが、長期履修は学年の始めから年単位に限られ る休学の場合に限り長期履修期間延長の申請が認め 意してください。
,,	に反する行為をしたとき又は年度途中に許可の要件 度の4月に遡って許可が取り消しとなります。
ります。よって、長期履修で許可され る場合、休学又は退学する場合及び取	総額は標準の修業年限で修了する場合と同じ額となた期間に変更が生じた場合(計画よりも早く修了すり消しとなった場合)には、通常の授業料との差額かった場合と比べ1回の納付金額が大きくなる場合
令和 年 月	日
	合科学学術院人間総合科学研究群 程、博士課程(前期・後期・3年制・医学の課程) 学位プログラム
	サブプログラム)
r. 友 (古 翌)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·